

流域のサステイナブル・ガバナンス

～ 高知県物部川を事例として～

高知大学人文学部 松本充郎

サステイナブル・ガバナンスとは？

- サステイナビリティ 持続可能性
- ガバナンス 政府以外の機構 (地域・市場)も含めた秩序形成
- 流域の何を・どうするための？ 資源(土地・水・水産資源等)の高度利用/そのための管理
- 流域を持続的に利用・管理するための秩序形成

法学の立場から(1)

- 流域ガバナンスに関わる法制度は河川法だけではない(河川法の重要性を否定するつもりは全くない)
- 憲法17条 国家無答責の原則を克服し、国や地方公共団体の公務員の不法行為責任を規定
国家賠償法2条 「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理」の瑕疵に関する責任 **水害訴訟の重要性(治水)**
- 憲法29条 財産権の保障(大日本帝国憲法下でも財産権保障はあった)
3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」 損失補償の重要性(利水 治水)

法学の立場から(2)水害訴訟

- 大東水害訴訟 (最高裁1984[昭和59]年1月26日第一小法廷判決、民集38巻2号53頁)
– 河川管理者の免責事由を広く認め住民敗訴
- 多摩川水害訴訟 (最高裁1990[平成2]年12月13日第3小法廷判決、民集44巻9号1186頁)
– 大東水害訴訟の論理を一般論として認めた上で改修済み河川への適用を否定。住民勝訴。
- 住民は殆どの水害訴訟で敗訴するが事業は進む

法学の立場から(3)損失補償

- 河川利用の競合 漁業・農業・発電・砂利採取
- 発電や砂利採取による損失
土地収用法3条各号の事業 5条3項 収用の対象となる権利として漁業権・入漁権等を挙げる。水没地の土地所有権は当然補償の対象。
水没予定地・漁協のあり方が河川環境を左右
- 漁業法 第5種共同漁業権の場合、増繁殖義務
漁業補償の使い道 「増繁殖義務 = 放流」?

法学の立場から(4)縦割り

- 行政の縦割り・法の縦割り
 - 河川法 (河川管理・国[直轄区間]と県[それ以外])
 - 河川法23条(発電用水利権、県企業局)
 - 河川法23条(農業水利権、県農林水産部耕地課)
 - 水質汚濁防止法(上乘せ条例・清流保全条例)
 - 漁業法(海洋局水産振興課)
- 縦割りも場合によって必要。しかし、総合的運用がなされない場合には問題。

高知県物部川

- 江戸時代から野中乾山が改修工事
- 戦後 電源開発が進む(6つの発電用施設)
- 流域の様々な環境変化
 - 上流の森林荒廃・河床の低下・河川流量の減少・水質の低下・大雨の後の濁水の継続
 - 30年ほど前から天然アユの激減 一時は、湖産アユの放流によって漁獲量が持ち直した。
 - (天然アユの激減の原因として、上記の流域環境の変化以外に海水温の上昇・湖産アユがもたらした冷水病の拡散が挙げられる)

高知県物部川(2)

- 物部川漁業協同組合(1990年代中盤頃から)
 - アユの産卵場の造成を開始
 - 親アユと卵の保護区の設定
 - 農業排水バイパスの設置(濁水の流れ込み防止)
 - 調査活動による施策の検証(標識放流等)
 - 禁漁期の前倒し(2003年ごろから)
- 物部川ふるさと交流推進会議(市町村行政)
- アクアリブル・ネットワーク(住民)
- 物部川21世紀森と水の会(産業界)
- 高知県企画振興部企画調整課「物部川の明日を考えるチーム」

高知県物部川(最近の動向)

- 河川渇水
 - 水利権の更新作業(平成18年度末)
- 渇水以上に濁水が深刻化
 - 平成16～17年の台風以来山林崩壊や本支流への土砂流入により濁水がダム湖に貯留・長期化
 - アユの遡上、成長、成熟、(漁業の)操業に影響
 - 高知県河川管理課を事務局として濁水対策検討委員会(平成17年10月発足委員会)

結論

- 比較する際には法制度の基本構造も要検討
- 日本では、水害訴訟・漁業補償が重要。
- 全国的に、漁協は漁業補償を吊り上げる傾向があり、周辺住民の信用を失った。
- 物部川漁協は、補償の使い道や組合員資格等を見直し、徐々に住民からの信頼を回復。
- 天然アユを「良好な環境」のシンボルとして、住民・産業団体・行政を組織する核となった
- 『宅の明日』行政の縦割り克服に努めている